

## 役員報酬及び費用弁償規定

第1条 社会福祉法人徳栄会の役員については、下記の役員会及び会議・研修等に出席した場合に支給するものとする。

第2条 役員会議は、理事長が招集する理事会・評議員会をいう。  
会議・研修等については、理事長が必要と認めた役員対象の会議・研修を言う。

第3条 第2条の役員会議・研修等に出席した役員については、下記の費用を支給する。

会議名	役員名	日当	交通費
理事会	理事・監事	6,000円	日南市 800円
			串間市 2,000円
評議員会	評議員	6,000円	宮崎市・都城市 3,000円
			小林市 5,000円
			延岡市 7,000円
会議・研修	役員	5,000円	交通費・宿泊費 実費支給 (宿泊代については、15,000円を上限とする。)

但し、理事長については、日当4,000円 交通費上限24,500円とする。

役員報酬及び費用弁償年間支払総額は2,000,000円以内とする。

第4条 役員会・会議研修の他に、施設運営に関連して施設等で実務に就いた場合についても第3条の手当・交通費を支給するものとする。

但し、実務を証する為に、専用の受領確認書に押印するものとする。

第5条 役員報酬及び費用弁償規定の改訂は、評議員会の承認を得るものとする。